

浦安市通所型サービスC事業に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和3年12月1日施行。以下「規則」という。）第4条第1号の規定により、通所型サービスCの事業に関する基準について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 居宅要支援被保険者等に対し、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、通所の方法により、保健・医療の専門職が短期間、定期的に日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラム等（以下「プログラム」という。）を行うことに加え、地域資源のコーディネートを行うことにより、居宅要支援被保険者等が要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び規則に規定するところによる。

(事業の一般原則)

第4条 通所型サービスCの事業を運営する事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、通所型サービスCの事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、利用者の担当地域包括支援センター、他の総合事業実施事業者又は介護予防

サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（事業の対象者）

第5条 要支援認定を受けた者及び基本チェックリストにより、運動・口腔・栄養・認知機能低下やうつ・閉じこもり傾向と認められ、介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が適切と判断した者とする。

（実施内容）

第6条 事業の実施内容は、以下のプログラムとする。

(1) 運動器の機能向上プログラム

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する（機器を使用しない機能的トレーニングも可能）。また、骨折予防及び膝痛・腰痛に着目した運動器疾患対策を取り入れるものとする。

(2) 生活行為向上・地域活動への支援

「本人の生活目標」に基づいて、その生活課題を評価して、日常生活を維持・改善するために必要な生活動作方法等、継続した自立生活を続けられるよう指導を実施する。また、本人の興味・関心・生きがい等から地域の中で役割・居場所づくりの場へつなげる。

2 業務内容及び方法については、令和4年3月エビデンスを踏まえた介護予防マニュアル改訂委員会発行「介護予防マニュアル【第4版】」を基準に行うこととし、居宅要支援被保険者等の状況に応じて、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム、認知機能低下予防プログラム等取り入れてもよいものとする。

（事業の実施者）

第7条 事業の実施については、次の各号に掲げる事業者に委託又は市が直接実施する。

(1) 介護保険法に基づく指定通所介護事業所

- (2) 介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業所
- (3) 保険医療機関
- (4) スポーツクラブ等

(事業実施の流れ、従事者)

第8条 事業は、次の流れに沿って実施する。

- (1) サービス担当者会議への出席
- (2) 事前アセスメント
- (3) 個別サービス計画の作成
- (4) プログラムの実施
- (5) 地域資源のコーディネート
- (6) 事後アセスメント

2 事業の従事者は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・介護予防運動指導員・健康運動指導士・介護予防指導士等のいずれかの資格を有する者とする。

(事業の実施)

第9条 事業の実施回数は、1人当たり週に1から2回で合計12回1コースを基本とし、毎回同一曜日・時間に実施する。

2 事業の実施時間は、1回当たり、2時間程度とする。実施する時間帯は、午前8時半から午後5時00分までの間とする。

3 事業の開始時期は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が適切と判断した時期に個々で開始する。

4 同一の利用者に対する同一の事業の利用や実施回数の延長については、介護予防ケアマネジメントの結果を踏まえ、市の承諾を得たときは、この限りでない。

(事業の実施場所)

第10条 事業の実施場所は、市内に限り、事業所内又は事業者が選定した場所とする。

2 通所型サービスCを提供する場所の面積は、利用者一人当たり3平方メートル以

上の床面積が確保できることとする。

3 介護保険サービス等を行っている事業者にあつては、介護保険サービスを提供している時間帯に同一の場所でサービスを提供しないこと。

4 実施場所を事業所以外とする場合は、あらかじめ書面で代替方法を市へ提出し、市の承諾を得ること。

(利用定員等)

第11条 事業者は、施設ごとの1日当たりの利用定員の数から、当日の通所介護又は通所リハビリテーションの利用者数を基準に減じて得た人数を超えない範囲内の人数とする。

(地域包括支援センター等との連携)

第12条 事業者は、通所型サービスCの提供に当たっては、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う利用者の担当地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、通所型サービスCの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う利用者の担当地域包括支援センターに対する情報の提供に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービス提供)

第13条 事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ニの計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランをいう。以下同じ。）が作成されている場合は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿った通所型サービスCを提供しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるものの他、この事業の実施に当たり必要な事項は、別に定

める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。